

ふるに、菅家見聞集に、寛文八年六月十二日犀川・淺野川洪水。犀川川除切れ、新笠町(致主)の上より堅町を經、河原町へ流來り、河際に居住する家百餘軒流失、溺死人多し。とあり。此の後には天明三年七月十一日の洪水に、十三間町妙源寺の上なる川除を乗越え、大工町・松崎小路より本堅町安江屋邊へ流來り、後河原町・河南町・片町・香林坊邊・木倉町迄も横流したるよし、雄章の水難記に詳記す。近くは明治七年七月七日及び同九年八月八日の洪水の時、川上藤棚邊の川除堤防破壊して、新堅町・本堅町都て水中と成りたり。右等の水害、寛文以前にも度々ありしかど、舊記なきゆゑに詳かならず。

○堅河原町傳話

關屋政春古兵談に云ふ。陽廣公逝去の後、金澤中地子屋敷に檢地を入れられし時、小松より岡嶋兵庫・神戸藏人・田邊助六・木村藤兵衛、其の外目附・帳付に與力士なども來りけるに、金澤衆も青木織部・藤田八郎兵衛・原田又右衛門・有澤孫作など加勤せり。小松衆は旅中なるがゆゑに、犀川邊の町屋に旅宿す。或時廻番山崎小右衛門・多羅尾六兵衛・熊

谷又八其の外二人名夜六半過ぎ未だ宵の内なり。堅川原町を廻る時火を灯さざる者あり。何者ぞと咎むる時、町屋の内へ逃込む處を、後ろより締にて一二つ打つ。小松より帳付に來りし古市左近與力小塚惣右衛門と云ふ者の草履取なり。則主人出で、唯今御打擲被成候者は、拙者がものにて候。今日御檢地の帳を相奉行の處へ爲持て遣しける處に、右の仕合に候。如何やうにも御法度の筋目に可申付と云ふ。金森平三郎の事に懲り果て居る時分なれば、廻番衆迷惑して色々詫言なれども、中々堪忍せず。其より事大きに成り、此方より歴々出で詫言すれ共、小松衆も寄合ひ談合して、何と談合極めたるか、如何やうに詫びても堪忍せず。御耳に立ちたらば、日夏氏家が如きよりは猶以て強く可被仰付。唯何様にも小松衆の腹の居るやうに詫びよと、御老中も御指圖なるに依りて、色々手を入れて詫びければ、書物をして詫言をせよに成り、何様にも書物可仕に成りて、右の草履取何の咎も無之を誤りて打擲仕り、何とも迷惑仕候。以來何様之儀御座候共、右草履取御法度背き不申段は可申分。と書物して相濟みたり。扱利常卿江戸より

歸城被成、右廻番の者共を小松より呼びに來る。すは彼廻番の事御耳に立ち、切腹被仰付はと、妻子共は取付き啼き悲しむ。男のある習ひ、是非に不及とて、各覺悟を極めて暇乞の盃して、小松へ行きける處に、右の書物御前へ出でたりと見えて、かやうの書きものは侍と侍との出合にて致さする書物にてもなし。如何なる腰拔にてもかやうの書物は仕る書物にてなし。是は我等に對し致したるかき物と思召し、一段と御満足に思召すなり。何れも寒氣の時分骨を折申すとの御意にて、銀子五枚宛拜領して歸る。扱も案に相違したる上意なりと悦びたりと也。平次按するに、右年月は記載なしといへども、正保・慶安の頃ならんか。是より先寛永十七年、小松附の諸士未だ過半金澤に居たる頃、廻番日夏市郎右衛門・氏家十兵衛等大豆田邊を廻り、淨住寺前にて小松附馬廻組金森平三郎の眉間をば、氏家が若黨打ちたるにより、利常卿甚だ御怒り強く、日夏・氏家共父子四人切腹、同勤齋藤市左衛門以下五人追放、金森平三郎は大乗寺にて切腹命ぜられたり。右先例あるを以て、堅川原町にての事件も、別して利常卿の思召を恐縮して、誤り状な

どを書きたるもの也と聞ゆ。

○安江屋理右衛門舊邸

安江屋は、代々理右衛門と稱し、堅町に數代居住し、犀川口にて高名なる酒造家なり。元は新堅町に居住せし由、其の家に傳言すといへども、舊記なきゆゑに、本堅町へ移住せし、年月詳かならずといへり。按するに、變異記に、延享三年六月十三日卯刻、新堅町安江屋と云ふ酒屋の後、町より出火、近所足輕町新堅町九十七軒類焼、一向宗徳榮寺も焼失とあり。されば今云ふ土藏御坊の邊なるべし。本堅町へ轉宅せしは此等の時ならんか。此の家の釀酒は、甚だ酒氣強くして味殊に能し。家造の名酒をば住江と號す。犀川口の酒造家多しといへども、安江屋・官竹屋とて一二の名酒と稱せられしかど、慶應後は釀酒の法も一變せしにや、家勢追々零落して、明治十七年遂に家・商賣を卯辰屋へ譲り、堅町の舊家を退去し、卯辰屋もまた程なく割出屋へ賣渡し、今は追々家主變ずといへども、于今尙世人は安江屋とて堅町の舊家となし、其の屋名を呼び、町内の自驗とはなしたり。